

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施 を見据えた試行的事業実施の在り方 について

第1回検討会の資料に第1回検討会でのご意見や、事務局からの補足説明をもとに赤字で追記したもの

令和5年10月16日

こども家庭庁成育局保育政策課

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
（令和5年6月13日閣議決定）（抜粋）

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、**月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設**する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、**2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施**する。

（いただいた意見）

- ・ こども基本法には全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められていることから、こども誰でも通園制度は、こども基本法の基本理念を反映するものであることを明確にしてほしい。

○令和6年度概算要求事項

1 総合的な子育て支援

（3）こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施 【事項要求】

- ・ こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する論点

（1）「こども誰でも通園制度」（仮称）の制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいとはどのようなものか

（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

（4）その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について①

制度の全体像

- こども誰でも通園制度（仮称）の制度については、子ども・子育て支援等分科会において議論することとしているが、本検討会において試行的事業実施の在り方を検討する前提として、現在検討している制度の概要を、下記のとおりお示しする。

給付制度の立て付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」を子ども・子育て支援法に設けることを想定。
利用対象者の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。 ・ ただし、認定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない児童（未就園児）であるかを確認するといった市町村の負担が少ない形とする。 <p>（注）0歳6か月までは伴走型支援や産後ケア事業等で対応することを想定し、こども誰でも通園制度では0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすることを想定</p> <p>（いただいた意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待予防の観点から0歳6か月未満のこどもも対象とすべきではないか。 （※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業や産後ケア事業等があることや、全国の自治体、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月～2歳児と想定しているもの。 ・ 就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応となってしまうことのないよう、「未就園児」という用語ではなく「就園していない状態」（「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」の策定に向けて（中間整理）（案）での表現より）とするなど、工夫をすべきではないか。 （※）現時点では資料上は、「未就園児」を用いた表現にしている。
事業実施者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度を行う事業者について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、幅広い事業者において行うことを想定しており、本制度を行う事業者について市町村が指定する仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。 <p>（いただいた意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条件を満たせば指定される仕組みとし、条件を満たす事業者であれば排除されない仕組みにしてほしい。

論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について①

制度の全体像

- こども誰でも通園制度（仮称）の制度については、子ども・子育て支援等分科会において議論することとしているが、本検討会において試行的事業実施の在り方を検討する前提として、現在検討している制度の概要を、下記のとおりお示しする。

<p>契約の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の利用に当たっては、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うことを想定。
<p>公定価格の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どものための教育・保育給付」の公定価格の仕組みとは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」の運営費に係る補助をする給付を設けることを想定。 ・ 利用者負担については、事業者において徴収することを想定。 <p>（いただいた意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高リスク家庭は利用料の支払い能力に不安があるケースが多いため、高リスク家庭でも安心して利用できるような仕組みにしてほしい。 （※）当該高リスク世帯の所得に応じた利用者負担額の軽減措置を検討するとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえて適当であると認められる場合の利用者負担額の軽減措置を検討する。（一時預かり事業と同様の措置） ・ 多胎児の利用やキャンセルにも配慮した仕組みにしてほしい。 （※）今年度のモデル事業と令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業の実施状況などを踏まえながら検討していく。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用対象者は未就園児だけではなく、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。 <p>（いただいた意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり事業との関係を整理してほしい。 （※）一時預かり事業との関係については、別紙1参照。

論点

- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、一方で職員にとってのやりがいとはどのようなことが考えられるのか

- こども、子育て政策の抜本的強化を検討する過程の中で、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められてきた。

こうしたニーズに対応するため、「こども誰でも通園制度」の創設を打ち出すことにしたものの。

（いただいた意見）

- ・ 「こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会のさまざまな人がこれに関わり社会全体で子育てを支える」ことが望ましいということの子育て家庭だけではなく広く社会全体に伝えていく必要がある。

- こども誰でも通園制度の導入により、こどもや保護者にとって以下のような意義があるのではないかと。
 - ① こどもにとって、在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて成長できる。
 - ② こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどもの可愛らしさを共感してもらう、自身やこどもへの温かい言葉や応援の声をかけられるなど、保護者が園と関係を持つ中で「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも大きく関わっていく。
 - ③ 保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるのと同時に、月に一定時間でもこどもを預かってもらえることで育児の負担の軽減につながる。

（いただいた意見）

- ・ こどもにとっては、年齢の近い子とのかかわりは社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすといったメリットがある。
- ・ 保護者にとっては保育者がこどもの出来ていることを伝えてくれることで、自信が回復する。口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見せることにより保護者の「親育ち」につながる。

論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について③

- こども自身や保護者のウェルビーイングが向上することは、ひいては「こどもまんなか社会」、「社会全体のウェルビーイングの向上」につながる。
一方で、「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）』の策定に向けた中間整理（案）」において、家庭環境や心身の状況等にかかわらずすべてのこどもの育ちを保障すると記載されている趣旨を踏まえ、本制度で預かるこどもに対する関わり方について具体的に示すことが重要ではないか。
- 現行の各制度と比較すると、以下のような意義があるのではないか。
 - ① 現行の教育・保育給付では、利用できる者が、就労等の保育の必要性がある者に限定されており、専業主婦（夫）家庭等も含めた未就園児のいるすべての家庭に対する支援には限界がある中、こども誰でも通園制度では就労要件を問わず誰もが利用できる。
 - ② 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
 - ③ 一時預かり事業では、利用者が事業者に直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人とならない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。
- 職員にとってみると、以下のようなことが考えられるのではないか。
 - ① こどもの日々の体調、好きな遊びなど、こども一人一人の特性・特徴を時間をかけて把握して関わっていくこと、通常の保育と比べると少ない時間で理解することや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できるのではないか。
 - ② 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てをする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮できるのではないか。
 - ③ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要ではないか。

（いただいた意見）

- ・ 保護者の代わりに預かるという「サービス」ではなく、保護者と共に子育てをするための制度であることを発信していくことが必要。
- ・ 滞在時間等が異なるため、予め構成されたプログラムの中にこどもを慣れさせるというよりは、こどもの遊びの主導性、仲間づくりなどを中心に、こどもの積極性が育まれるようプログラム構成を考えることが必要。
- ・ こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められる。
- ・ こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、もともと通っていたこどもたちに支障が出るようなことはあってはならない。
- ・ 保育士等、本事業に従事する者に対する研修についても検討していく必要があるのではないか。
- ・ 現場の保育士にもこの事業に誇りを感じてもらえるようなメッセージの打ち出しが必要。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

令和６年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度（仮称）については、令和６年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的実施を実施することとしている。
- 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する。
- 令和５年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。
- また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。

（※）「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ

（※）一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日（月1～2時間程度に相当）となっており、月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる

（いただいた意見）

・ こどもの慣れや育ちの観点から「月10時間」では足りず、月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか。

（※）「月10時間」は、令和６年度の本格実施を見据えた試行的事業における「補助基準上の上限」ではあるものの、令和６年度の本格実施を見据えた試行的事業は制度の本格実施を見据えた形で実施するものであることから、こども誰でも通園制度の制度化、全国的な実施も見据えながら設定する必要があり、都市部を含め全国の自治体において提供体制等を確保することを考え、利用可能枠については「月10時間」を上限としたものである。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

職員配置について

- 人員配置については、令和５年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする予定。

現行の一時預かり事業の基準

- ①一般型においては、
 - ☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を１／２以上。
 - ☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
 - ☞保育従事者の数は２人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士１名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士１人とすることができる。
 - ☞１日当たり平均利用児童数が３人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。
- ②余裕活用型においては、
 - ☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
 - ☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

（いただいた意見）

- ・保育士が不足している中で従事者をどう確保するかが大きな課題。保育士だけでなくほかの専門分野の資格者も（０歳から２歳に特化した研修を受講するなどして）事業に従事できるようにすべきではないか。
- ・特に、保護者の育児に不安があるような場合は同じ保育士が連続して関わるのが一番良い。責任者を安定して置けるようにしてほしい。
- （※）今年度のモデル事業と令和６年度の本格実施を見据えた試行的事業の実施状況などを踏まえながら検討していく。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について②

論点

- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（０歳児、１歳児、２歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か

【共通の論点】

・事業実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが大前提。

①アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、どの事業者を利用する場合でも事前に把握できるようにする必要があるのではないか。

（いただいた意見）

・事業者が実施する場合には、アレルギー等に関する事前確認や面談等を丁寧に実施している。事前確認や面談の実施は必要。事業者間での情報共有の仕組みをどのように考えるか。

（※）国が構築するシステムの中で、フォーマットにアレルギー等の情報を入力することで、利用先の事業者が異なっても情報の共有が図れるようにすることを想定している。またこれらの情報は、こども誰でも通園制度の中だけで得るのではなく、例えば地域子育て支援センターの利用や初回に行うことが望ましいと考えられる親子通園の中で情報を収集することも有効ではないか。

② 0～2歳児を受け入れたことがない事業所で低年齢児の受入れに当たっては、受け入れ可能かどうか、より厳格な確認が必要ではないか（※例えば、午睡の際の安全確認の意識が十分にあるか等）。

③ 食事については、特に離乳食の必要も考えると、提供を必須とはせず持参方式も認めるべきではないか。

④ 慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくべきか。こどもが慣れるまでは、こどもだけでなく、保護者も一緒にこども誰でも通園制度の利用場所で過ごすことを認めていくべきではないか。 等

（いただいた意見）

・保護者とともに過ごす時間を設けて慣れた環境に移行していく、緩やかな移行が望ましいと考えることから、「親子通園」は有効。

（※）「親子通園」は慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に「親子通園」を積極的に取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながる。

・多胎児や、兄弟・姉妹児の受け入れは、同じ時間に同じように使えるようにした方が良いので、工夫が必要ではないか。

（※）今年度のモデル事業と令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業の実施状況などを踏まえながら検討していく。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について②

論点

- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（０歳児、１歳児、２歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か

【０歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・ 短期間での成長・発達が特に著しく、会うたびに変化や育ちの様子が見られる楽しさや喜びがある。
- ・ 人見知りや後追いの激しいこどももおり、特に保護者と離れることへの不安が強いこどもへの対応が必要。
- ・ 体調や生活リズムに合わせた預かりが重要で、調乳や抱っこなど、乳児の身の回りの世話に関する実践的な知識・技術が必要。 等

【１歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・ 歩けるようになったり、簡単な言葉を話しはじめる時期であり、こどもとのコミュニケーションの楽しさがある。
- ・ ものの取り扱いなどをめぐるかみつきなど、こども同士のトラブルに注意が必要。
- ・ 行動範囲が広がり探索活動が活発になるため、安全に十分留意したうえで、存分に遊べる環境を整えることが重要。 等

【２歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・ 行動や自己表現の幅が広がる時期であり、心身の成長・発達の実感が得られる。
- ・ 「イヤ」「じぶんで」と自己主張が強くなるが、思うようにいかないことや甘えたいときもあるため、こどもの様子に応じた柔軟な対応が必要。
- ・ 大人にとってはこれまでよりも扱いにくさを感じる場面が増えてくる時期のため、保護者も戸惑いやストレスを抱えやすいことから、職員はそうした保護者への配慮が必要。 等

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について③

論点

○ 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か

- 事業実施のイメージとして、定期利用と自由利用といった方法が考えられる。
- 定期利用、自由利用それぞれの特徴や留意点は以下のとおり。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	（例） ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	（例） ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

- 地域によっても様々な状況があると考えられ、利用者の様々なニーズに応えられるよう、いずれかを原則とするのではなく、自治体や事業者においていずれかの方法をとるか、組み合わせるかなどを選択できることとしてはどうか。

（いただいた意見）

- ・ こどもの育ちを考え、定期利用を推奨すべきではないか。
- ・ 全国の地方自治体には様々な状況があり、さまざまな子育て家庭のニーズがある。この制度の選択肢（利用方法）は多様に用意される必要があるのではないか。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について④

論点

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

○ 事業者の実施体制や特長などを踏まえ、一般型、余裕活用型といった方法が考えられる。

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 専用スペースは設けず、在園児と合同 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 在園児とは別の専用スペースは設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 ・ 基本的に在園児と合同
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども誰でも通園制度を利用することも合わせた環境を確保することができる ・ 専任の職員の下で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が少ない ・ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 ・ 時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）についても、実施する事業者によって、創意工夫による多様な実践のかたちがあることが望ましいのではないかと。

論点（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ①

○ 利用方法（定期利用、自由利用）や実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）の組み合わせ方について、以下の6通りが考えられる。

- ①一般型（在園児と合同） × 定期利用中心
- ②一般型（在園児と合同） × 自由利用中心
- ③一般型（専用室独立実施型） × 定期利用中心
- ④一般型（専用室独立実施型） × 自由利用中心
- ⑤余裕活用型 × 定期利用中心
- ⑥余裕活用型 × 自由利用中心

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

論点（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ②

○ 実施する施設・事業類型それぞれの特性を踏まえた事業実施のイメージは下記のとおり。

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないか。 	

（いただいた意見）

・障害のあるこどもでも利用できるようにすべき（児童発達支援センターでの実施や居宅訪問型など）。

（※）障害のあるこどもへの対応については、別紙2参照。

論点

○ 要支援家庭への対応上の留意点は何か

- こども誰でも通園制度を積極的に利用していただけないような家庭・保護者に対して、行政からどのように周知したり、関係機関と連携しながら必要な支援につなげていくか。
- 試行的事業の事業所には、多くの未就園児が通ってくることから、児童虐待の未然防止や要支援児の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられる。
- 事業所において、気になるこども・気になる保護者を見つけた場合の、こども本人や保護者への関わり方をどのように考えるか。
- 必要な支援につながるよう、個人情報保護との関係に留意しつつ、行政をはじめとした関係機関との情報共有や連携した対応を行う必要があるのではないか。

（いただいた意見）

・事業所におけるリスク評価と対応、認定を受けようとなし、利用しようとなし家庭へのアプローチ方法、こども家庭センターや保健所など身近な相談機関との連携と情報共有のスキームなどについて検討する必要があるのではないか。

（※）要支援家庭への対応については、別紙３参照。

論点（４）その他②

論点

○ 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か

○ 市町村は、将来的な給付化も見据え、地域における預かりの提供可能量を把握した上で、計画的な提供体制の整備を行っていただく必要があるのではないかと。

（いただいた意見）

・施設整備のための補助が必要。

○ 具体的には、各市町村において、0歳6か月～2歳の未就園児数から、受け入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行っていただく必要がある。

また、各市町村において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等でこども誰でも通園制度を実施することを想定し、地域でどのように提供体制を整備していくのか検討を開始いただく必要がある。

○ その上で、きめ細かなニーズに対応できるよう、現行の子育て支援事業や一時預かり事業、市町村独自のこどもの預かりに関する事業との関係など、地域の実情を踏まえた各事業の展開を行う必要があるのではないかと。

（いただいた意見）

・とても重要な事業なので、数年後に見直しや評価をするために、今から少しずつデータを取りためていく必要がある。また、ポジティブな情報イメージというものがきちんと届くような情報発信戦略、イメージ戦略みたいなものも考えてやっていく必要がある。

（※）令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業においても、市町村や事業者における実施方法や運営上の創意工夫の実例を収集し、横展開していく。

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

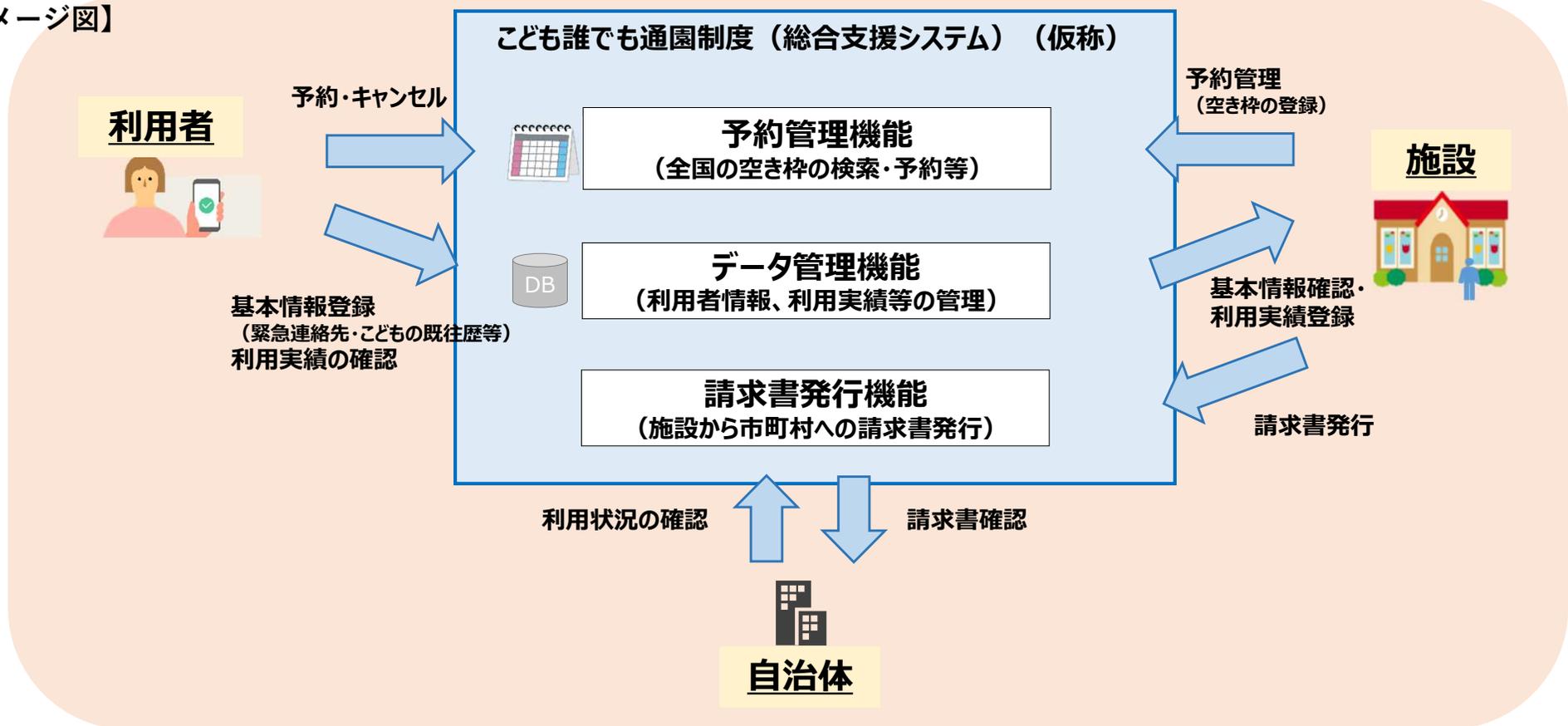
（いただいた意見）

・市区町村との連携が重要になってくるのでデジタル化が必要ではないか。

・全国のどこでも、こども誰でも通園制度が受けられるようにしてほしい。

（※）システムの導入により、行政が認定申請の有無や利用の程度を把握することが可能となり、各事業所や関係機関との連携が取りやすくなると考えられる。

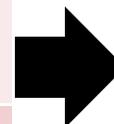
【イメージ図】



現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

一時預かり事業の現状とこども誰でも通園制度の想定

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的 や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法 <small>※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。</small>	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定



●一時預かり事業とこども誰でも通園制度では、共通する点も多いが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間などは異なる。

●0歳6か月から2歳までの未就園児については、月一定時間までは、こども誰でも通園制度を利用できることになり、未就園児の利用は大幅に拡充することになる。

●制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせて一時預かり事業等を組み合わせ、事業を実施することが可能。
※一時預かり事業は、こども誰でも通園制度でカバーする以外のニーズ（いわゆる「上乘せ・横出し」部分）に対応可能な事業として整理をしたうえで継続する予定であり、一時預かり事業のニーズを的確に把握し、必要な提供量を確保する必要がある。

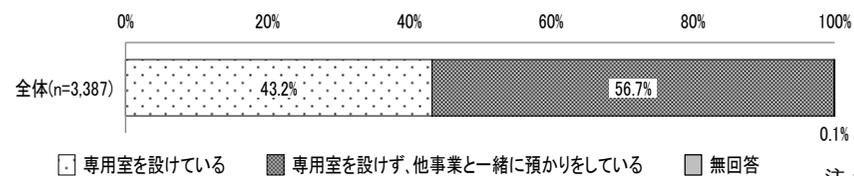
（例1）月一定時間まではこども誰でも通園制度を基本とし、当該一定時間以上使う場合は、一時預かり事業として利用ができるようにする。

（例2）未就園児以外でも、急なニーズには一時預かり事業を利用できるようにする。

現行の一時預かり事業と「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

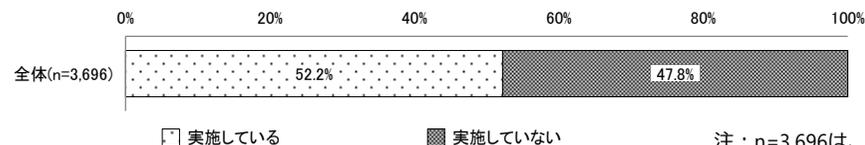
令和4年度 一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）より

一時預かり事業の専用室の設置状況:単数回答



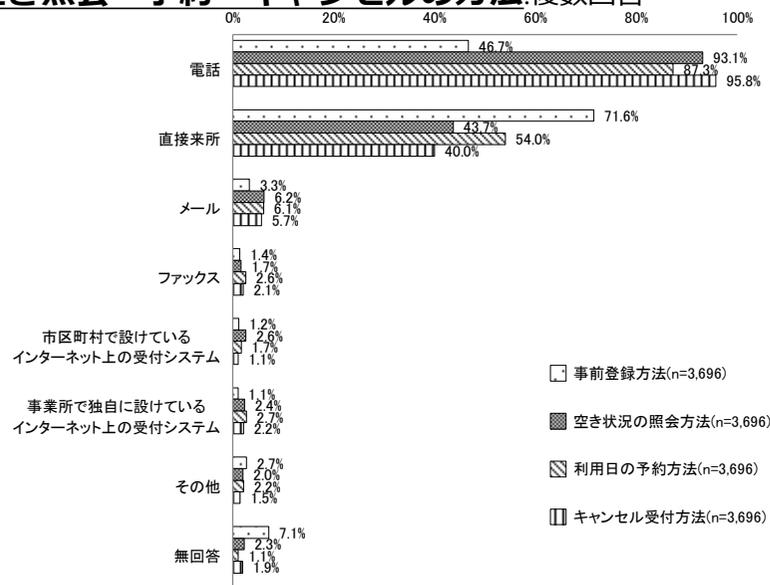
注：n=3,387は、一時預かり事業と同一施設等における他事業を実施している総数。

定期利用の実施状況:単数回答



注：n=3,696は、一般型・余裕活用型・地域密着Ⅱ型の実施か所数。

事前登録・空き照会・予約・キャンセルの方法:複数回答

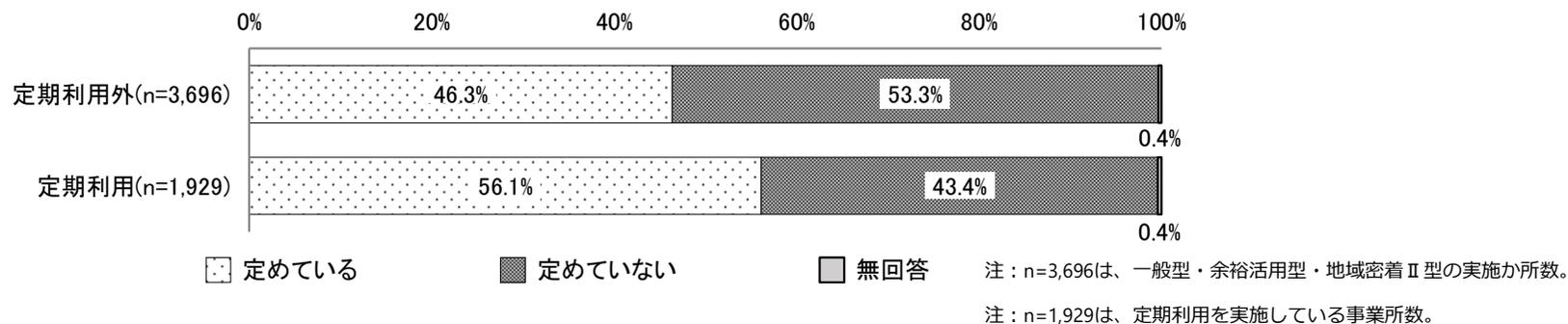


注：n=3,696は、一般型・余裕活用型・地域密着Ⅱ型の実施か所数。

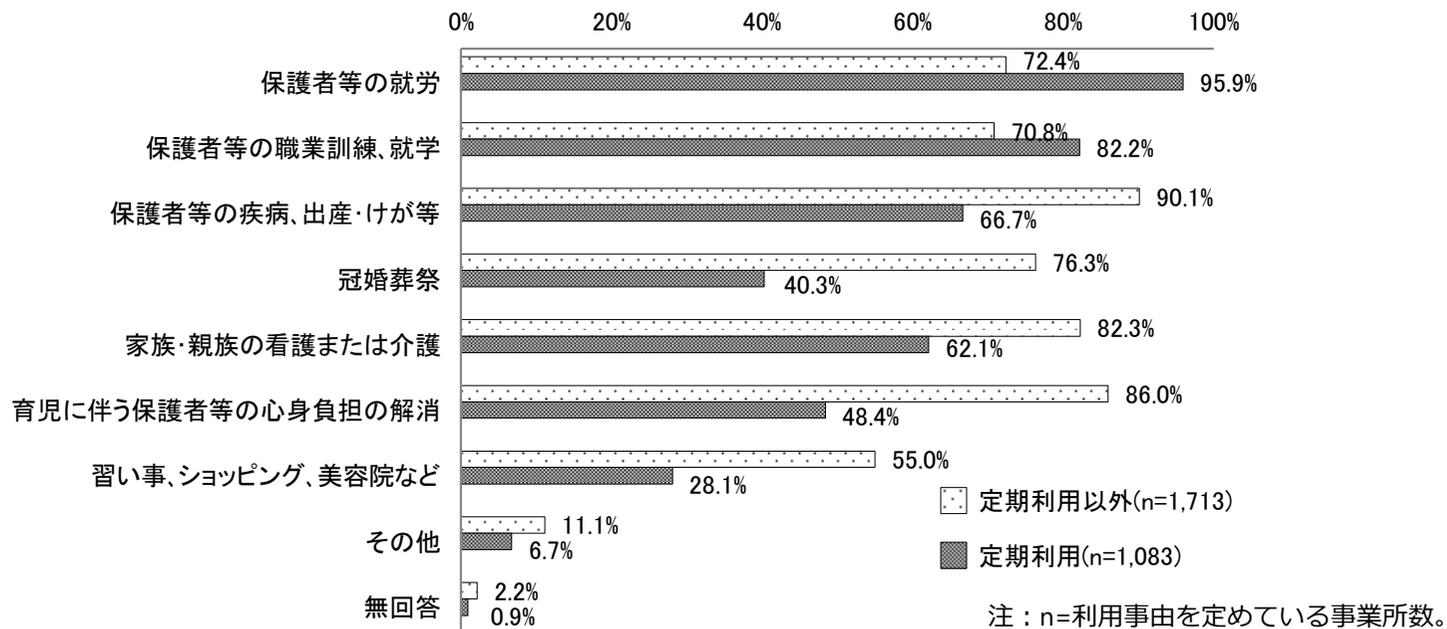
現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

令和4年度 一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）より

一時預かり事業の利用事由に関する要件:単数回答



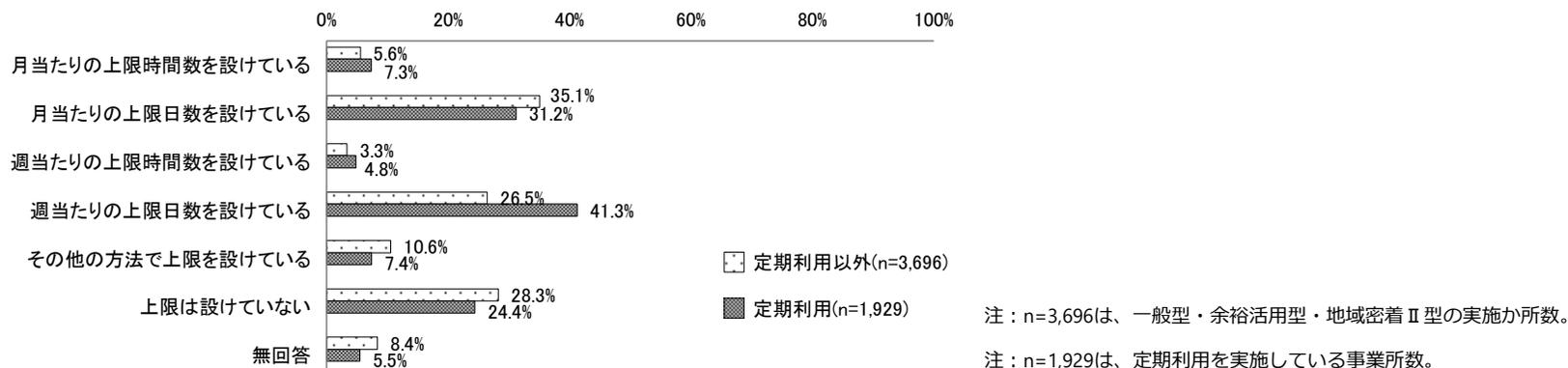
利用事由についての具体的な要件:複数回答



現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

令和4年度 一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）より

利用時間や利用日数の上限の設定の方法：複数回答



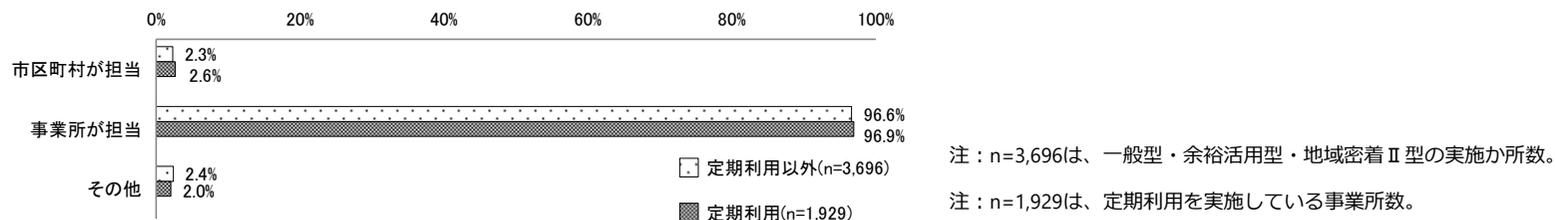
利用時間や利用日数の上限（平均値）：数値回答

	定期利用以外	定期利用
月当たりの上限時間数	月 88.6 時間 (n=194)	月 106.6 時間 (n=136)
月当たりの上限日数	月 12.0 日 (n=1269)	月 13.6 日 (n=597)
週当たりの上限時間数	週 25.8 時間 (n=113)	週 26.5 時間 (n=89)
週当たりの上限日数	週 3.1 日 (n=962)	週 3.1 日 (n=787)

注：n=それぞれ回答があった事業所数。

注：無回答は集計の対象外としているため、それぞれのnが異なる。

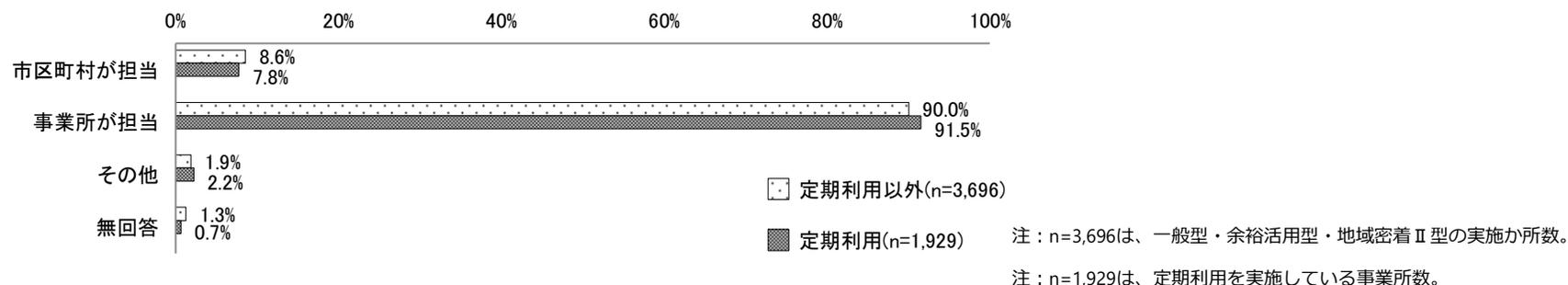
利用調整（複数の希望者がいた日の利用者調整）：複数回答



現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

令和4年度 一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）より

利用料の徴収:複数回答



利用料（平均値）：数値回答

	定期利用以外 ※実際の利用時間の上限にかかわらず、 1日に8時間預けた場合の、1日あたりの 利用料	定期利用 ※実際の利用時間の上限にかかわらず、 週に2回、1日8時間預けた場合の1か 月あたりの利用料（月に8日利用）
0歳児	1日あたり 2,579.7円 (n=2806)	1か月あたり 14,918.1円 (n=1353)
1歳児	1日あたり 2,498.1円 (n=3228)	1か月あたり 14,315.5円 (n=1598)
2歳児	1日あたり 2,467.3円 (n=3262)	1か月あたり 14,151.0円 (n=1620)

注：設定している利用方法等にこの設定があてはまらない場合は、大よその金額で計算（試算）。
 利用料に複数の設定がある場合は、一番金額が高い場合で回答。ただし、延長料金なしで8時間利用できる場合は、通常の利用料で回答。
 また、給食費を実費として別途徴収する場合は、料金に含まずに回答。
 年齢によって利用料に違いがない場合は、同じ金額を記入。
 n=一般型・余裕活用型・地域密着Ⅱ型を実施している事業所のうち、利用料を徴収している事業所の、該当年齢ごとの数。

- こども誰でも通園制度は、障害の有無にかかわらず、全ての未就園児とその家庭への支援の強化を目的としている。
- こうしたことから、障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。
- (※) 現行の一時預かり事業では、補助基準上、障害のあるこどもを受け入れるに加算が設けられており、こうした仕組みも参考に、障害のあるこどもを受け入れる体制を考えていく必要がある。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所では、障害のあるこども一人一人の特性に合わせたオーダーメイドの支援を行っており、また、こどもだけでなく保護者への支援も担っているところ、こうした専門性をこども誰でも通園制度においても幅広く発揮してもらおうべく、事業を実施してもらおうべきではないか。
- 逆に、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、インクルージョンの観点から、障害のあるこどもや発達が気になるこどもだけでなく、障害のないこどもも含めて受け入れることも考えられるのではないか。
- 児童発達支援事業所の人員配置基準と、こども誰でも通園制度の想定している人員配置基準の両者をそれぞれ満たした職員配置とすることを前提とすれば、余裕活用型・一般型いずれであっても実施可能ではないか。また、インクルーシブの観点から、すでに保育所等と児童発達支援事業所の間で認めているように、人員の交流や設備の共用は認めていくべきではないか。
- (※) なお、こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして給付化するものであるが、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」「こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、②障害児に対する支援としてすでに給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係がどのように整理できるのか、③現行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上で、十分な検討が必要と考えられる。

- こども誰でも通園制度の創設により、多くの未就園児が通ってくることから、これまで把握が困難であった未就園児について、児童虐待の未然防止や要支援児の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられる。
- 支援が必要な未就園児を早期に気づき、適切な支援に結び付けていくことができるよう、市町村、こども誰でも通園制度の事業実施者それぞれにおいて、下記のようなアプローチが必要なのではないかと。

【市町村における保護者へのアプローチ】

- こども誰でも通園制度を知らない保護者に対して、関係機関と連携しながら、利用を促進していくことが重要。
- また、こども誰でも通園制度では、市町村において利用対象者を認定する仕組みとすることで、利用対象者であるが認定の申請をする人とならない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを市町村は把握することができる。
- こうしたことから、市町村は、下記のような対応が考えられる。
 - ① まず、制度を知らない段階からのアプローチとして、例えば、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業といった事業の中で、すべての保護者に対してこども誰でも通園制度について周知すること（できれば、その場で認定申請を行うように案内する）
 - ② 伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業の中で、支援が必要と考えられるこども、保護者を把握した場合には、様子を見ながら、積極的にこども誰でも通園制度につなげていくこと
 - ③ こども誰でも通園制度の担当部署では、対象となるこどもの申請状況を随時確認をしたうえで、その情報を要支援家庭の支援を行っている部署と共有し、要支援家庭の支援を行っている部署で把握している気になる世帯が申請をしていない場合には、いずれかの部署からこども誰でも通園制度の申請を改めて働きかけること
 その際、認定申請されない家庭に対して、地域子育て支援拠点事業など、保護者が利用しやすい事業の案内を行うなど、少しずつ家庭との関わりを深めていきながら、こども誰でも通園制度の利用にもつなげていくことも有効
 - ④ 認定されているものの、あまり利用していない家庭に対しても、③については共通。
 - ⑤ 支援が必要な家庭はこども誰でも通園制度のような一般的な制度である方が利用しやすい面もあるため、要支援家庭の支援を行っている部署から、こども誰でも通園制度の担当部署に対して、気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認することも考えられる
 - ⑥ 利用をしても様々な事業所を転々としているような家庭が、支援が必要な家庭であることもありうることから、こども誰でも通園制度の担当部署から、こども誰でも通園制度の事業者にも保護者やこどもの様子を聞いてみるなどしたうえで、要支援家庭の支援を行っている部署とも連携して、状況をフォローしていくこと

【事業実施者における気になるこども・保護者を把握した場合のアプローチ】

- こども誰でも通園制度を実施する事業者において、気になるこども・気になる保護者を把握した場合には、すぐに保護者にアプローチすると利用をやめてしまうこともありうることから、保護者との関係性に留意しながら、こどもや保護者の様子について観察して記録に残し、報告する時に経緯が説明できるようにしておくことが重要である。
- また、保育所と併設している事業所では保育所の園長や主任保育士に相談してみることや、子育て支援センターや地域子育て相談機関も併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を勧めてみるなど、保護者との信頼関係づくりなどが重要である。
- その上で、事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しいと判断した場合には、市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関、保健所などへ情報共有を行い、必要な対応について相談を行うことが重要である。
- 更に、市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関を通じて、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携を行うことや、その要支援家庭に必要な支援へ結び付けていくことが重要である。
- こうした際の情報の取り扱いが適切に行われるよう、共有の範囲や方法等について、市町村、事業者や関係機関などの関係者間で認識の共有を図ることが必要である。
- また、こども誰でも通園制度に係るシステムの導入により、こども誰でも通園制度の担当部署と要支援家庭の支援を行っている部署との間で認定申請の有無や利用の程度などの情報共有が容易となり、双方の連携が取りやすくなると考えられる。